

第一百八十一回国会

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第二号

平成二十四年十一月十五日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 加藤 公一君

理事 石井 登志郎君

理事 津島 恭一君

理事 西野 あきら君

理事 笠原 多見子君

理事 稲富 修二君

理事 柿沼 正明君

理事 川越 孝洋君

理事 桑原 功君

理事 近藤 和也君

理事 田中 美絵子君

理事 永江 孝子君

理事 早川 久美子君

理事 皆吉 稲生君

理事 森本 和義君

理事 あべ 俊子君

理事 加藤 勝信君

理事 小泉 進次郎君

理事 福井 照君

議員 内山 晃君

議員 福嶋 健一郎君

議員 穀田 恵一君

議員 石関 貴史君

議員 逢坂 誠二君

議員 津島 恭一君

議員 松本 剛明君

議員 世耕 弘成君

議員 一川 保夫君

議員 藤原 細田

議員 村田 紹君

議員 吉隆君

議員 正司君

参議院議員

参議院議員

参議院議員

(政府参考人
長) (総務省自治行政局選挙部 米田耕一郎君
衆議院調査局第一特別調査 岩尾 隆君
室長)

委員の異動

十一月十五日

辞任

補欠選任

松本 剛明君

柿沼 正明君

金森 正君

鉢呂 吉雄君

早川 久美子君

佐々木憲昭君

柿沼 正明君

高井 崇志君

工藤 仁美君

小室 寿明君

田名部匡代君

花咲 宏基君

同日

辞任

柿沼 正明君

田名部匡代君

高井 崇志君

花咲 宏基君

同日

補欠選任

柿沼 正明君

高井 崇志君

花咲 宏基君

同日

辞任

柿沼 正明君

高井 崇志君

花咲 宏基君

同日

補欠選任

柿沼 正明君

高井 崇志君

花咲 宏基君

十一月十四日

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(安住淳君外三名提出、衆法第一号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

インターネットを利用した選挙運動を解禁する公職選挙法改正に関する意見書(名古屋市議会)

は本委員会に付託された。

(第一九五九号)
衆議院小選挙区について市町村の区域に基づく区割りを求める意見書(広島県議会)(第一九六〇号)
離党者がいるのに離党者分も含めた政党交付金が交付される政党助成法の法改正を求める意見書(東京都三鷹市議会)(第一九六一號)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、第百八回回国会参法第三六号)

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改

正する法律案(細田博之君外二名提出、第百八十回国会衆法第二七号)

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(安住淳君外三名提出、衆法第一号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(安住淳君外三名提出、衆法第一号)

ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、民主党・新緑風会・国民新党及び自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会を代表いたしまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

参議院選挙区選出議員の定数につきましては、平成六年、平成十二年及び平成十八年に格差是正を図る等の改正が行われましたが、その後においても選挙区間の不均衡が拡大する傾向が見られ、平成二十二年国勢調査の確定値によれば、選挙区内における議員一人当たり人口の格差は最大で一対五・一二となつております。

また、参議院選挙区選出議員の定数分配規定に平成二十二年最高裁判所判決による平成二十二年九月三十日の最高裁判所判決においては、平成十九年の通常選挙当時においておきましたことは、平成十九年の通常選挙当時においても選挙区間の不均衡が拡大する傾向が見られ、平成二十二年国勢調査の確定値によれば、選挙区内における議員一人当たり人口の格差は最大で一対五・一二となつております。

また、参議院選挙区選出議員の定数分配規定の平成二十二年最高裁判所判決によれば、選挙区内における議員一人当たり人口の格差は最大で一対五・一二となつております。

国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討が行われることが望まれるとの指摘がなされております。参議院といたしましては、これらのことを真摯に受けとめ、平成二十二年七月の通常選挙前に、参議院改革協議会において、選挙制度に関する専門委員会を設置し、平成二十二年の通常選挙への対応を協議するとともに、平成二十五年の通常選挙に向けた制度見直しの工程表を取りまとめました。また、平成二十二年七月の通常選挙後には、正副議長及び各会派の代表により構成される選挙制度の改革に関する検討会及び同検討会の定数格差問題を初め選挙制度の見直しについて検討を重ねてまいりました。

平成二十三年十二月に設置された選挙制度協議会と選挙制度協議会を設置して、選挙区選出議員の定数格差問題を初め選挙制度の見直しについて検討を重ねてまいりました。では、私の方から、公職選挙法の一部を改正す

に向け、今国会中に協議会として一つの成案を得る必要があるとの共通認識のもと、各会派から提出された改革案を踏まえ、定数格差は正、選挙区の単立、議員定数等を中心協議を行いました。

る議員一人当たりの人口の格差の是正等を考慮しつつ、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとしております。なお、この法律は、公布の日から施行し、この

をかくも軽んじて扱うやり方に、強く抗議するものであります。

なずいていますから、そうだと思いますが。私たちが、現行制度の抜本改革が不可欠であることを前提に、選挙制度の基本は多様な民意を議論で二元化する制度に対する、それから公

法律の施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用することとしております。
以上が、この法律案の提案の趣旨及び内容でございます。
何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願ひ申し上げます。
以上です。

最高裁で一〇〇五年参院選をもって終了した裁判で、四・八六倍の格差を生み出していることを違憲状態と指摘、最大格差の大幅な縮小を図るために現行の選挙制度の見直しが必要で、そして、投票価値の平等の観点から都道府県単位の選挙制度 자체の見直しを提起しました。これを受けて、二〇一〇年十二月以来、参院議長と各派代表による選挙制度改革検討会のもとで協議が行われてまいりました。

用して、確実に反映する制度にしてること、それから統定数、比例定数とともに削減すべきではないという立場を表明してきたことは御存じのとおりです。二〇一〇年十二月二十二日、当時の西岡議長は、制度見直しについて、たたき台、試案を提示しました。その柱は、総数「百四十二」とする、要するに削減はないということ、全国九ブロック単位の比例代表制というものでした。これに対し、我が党は検討に値すると述べ、なおかつ、多

このように協議を重ねましたか。全会派の同意に基づく成案を得るには至りませんでした。そこで、協議会における議論の経過を選挙制度の改革に関する検討会に報告をし、公職選舉法改正に向けた検討会を開催する方針を決定いたしました。

○加藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

そこで、一川さんに聞きますが、協議の出発点は、一票の格差解消のためには都道府県ごとの選挙区という制度そのものを見直すことが不可欠であるということでした。その認識を聞きたいと思

た。数の会派がこれをたたき台とすべきだと主張し

以上のような状況を受け、平成二十五年の次期
にて検討会での協議に委ねることとされました
が、検討会においても全会派の合意に基づく成案
を得るには至りませんでした。

○**穀田委員** 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。穀田恵二君。

○一川参議院議員 今回の参議院選挙制度の見直しの件につきましては、平成十九年の通常選挙に因るるに成る一三投票権剥奪を除いて現行のもとであります。

○世耕参考議院議員 お答えいたします。
西岡議長が試案を提出されたということは、一つのハウスの長として初めて具体的な数あるいは能力にして、二十六十席に亘る議院を構成するにあつては、

通常選挙に向けて格差是正を行うとともに、平成二十八年の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得る

した異例の問合せについて一言申し上げたい。民主党は、通常国会において、与野党合意なしに一方的に当委員会を開会し、民主党のみの出席で民主党案の採決を强行しました。民主党は

陽する半成二十一年最高裁半決を受けて開始されたというふうに承知いたしております。

具体的な凶害を示して案を提出されたということで、本当にこれは歴史的な提案だったというふうに思います。そして、これを一つのスタート台として、参議院で協議会を十一回開きまして、議

ものとする必要があるため、この法律案を取りまとめ、提出した次第であります。
以下、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

の間、衆議院選挙制度に関する各党協議を一方的に打ち切り、単独で法案を提出して委員会への付託を强行し、さらに単独で趣旨説明、質疑を行ない、採決まで强行しました。これに対しても、自民

て専門委員会を設置して検討してまいりました。そういう中で、今の議長のもとでは、選挙制度改革に関する検討会を設置し、また、そのもとに選挙制度協議会を設けて、約十一回にわたりま

論をやつてしまひました。

第一に、参議院選挙区選出議員の各選挙区の定数の配分につきまして、神奈川県選挙区及び大阪府選挙区の議員定数を六人から八人にそれぞれ増員する一方、福島県選挙区及び岐阜県選挙区の議員定数を四人から二人にそれぞれ減員することとしております。

党も公明党も含む全野党は、憲政史上の暴挙として糾弾し、各党間の協議の場を設け、丁寧な議論をやり直すことを提案したのであります。ところが、民主党は、そうした提案を一顧だにせず、全野党的反対で廃案となつた同じ法案を昨日提出しました。

して協議を重ねてまいりました。私が与党の代表だということで、座長役を務めてまいりました。そういう中で、いろいろと協議を重ねてまいつたけれども、なかなか各会派の考え方方が合意に至る見通しが立たないという中で、だんだん時間が経過する中で、私案を提出させていただいたという

て比例区は職能代表という特徴を持って長年やつてきたということ、あるいは、ブロックの割り方自体が衆議院のブロックとちょっと違つたりするということで、いろいろな意見が出て、最終的に成案を得られなかつたというふうに考えており

これにより、選挙区選出議員の選挙区間における議員一人当たりの人口の格差は、平成二十二年国勢調査の確定値において、最大で一対四・七五に縮小することになります。

党首討論において首相が解散の条件として議員定数削減を発言した途端、民主、自民両党は急遽、議院運営委員会で民主案の委員会付託を決定し、本委員会の開催を決定し、さらに採決まで予定するというあります。議会制民主主義の土台を決める選挙制度にかかる法案の審議

○穀田委員 その最後のところはいいので、要するに、出発点というのは、結局のところ、解消するためには都道府県単位のやり方について見直す必要があるということについて、不可欠だということがあつたということなんですよ。それは、う

○穀田委員 今もありましたように、歴史的なと
いう意味がありました、が、當時、西岡議長は、総
定数については、国際比較の資料を示して、議員
定数は世界的に見ても多くないと発言したこと
は、私も重要だと思っていますし、記憶に新しい
ところであります。

ところが、ことしの七月、突然、座長の一川さんのもとで私案が示されて、各党が合意に至らな
いまま、協議が一方的に打ち切られました。さき
の通常国会の会期末、八月二十八日、一川私案に
基づく四増四減法案を民主党と自民党だけで提出
して、一方的に委員会を開催し、わずか三時間の
委員会審議だけで参議院を可決させました。

しかも、四増四減の中身は、四・七四六倍もの
格差を容認するもので、投票の価値の平等という
憲法上の要請に応えるものではないことは明らかで
あります。これまで行われてきた各党間の協議の
中でも、民主党は一・九六七倍、自民党は四・四
八一倍という案を示していましたが、それがどうして格差拡大を容認することになったのか、簡潔にお聞きしたい。お答えください。

○一川参議院議員 私たちは、先ほど言いました

ように、各会派の幹事長クラスが参加しての協議

会で議論を重ねてまいりまして、各会派のいろいろな考え方を持ち寄つて意見交換をしてまいりました

したけれども、なかなかそれが収束する見通しが

立たないという中で徐々に時間が経過し、片や、

衆議院の方でも選挙制度のいろいろな検討がなさ

れているという状況の中で、私たちは、この協議

会をスタートするときに、各会派の皆さん方の合

意として、前国会中に一つの成案を得ようとい

うことで、そこのところは合意をしておりました。

ですから、だんだん時間が経過する中で、ひとつ、座長として议案をする中でまとめていくこうと

いうことで取りまとめをさせていただいたという

ことでござりますので、御了承を願いたいと思

います。

○穀田委員 なかなか了承できないです。

前国会で参議院において四増四減案が可決され

た後の中月十七日、最高裁の大法廷で、一〇〇年参

院選における最大五・〇倍の格差を違憲状態とす

る判決が出されました。○七年参院選における判

決よりも踏み込んで、今回の判決は、単に一部の

選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県

単位で選挙区の定数を設定する現行の方式を改め

るなどの立法措置を講じ、できるだけ速やかに不

平等状態を解消する必要があると、四増四減案を

事実上批判しています。

○一川参議院議員 私たちは、協議会で議論を重

ねている間におきましたが、最高裁の判決を控え

て、恐らく判決の中でも厳しい判決が指

摘されるのではないか、ある程度のそういう問題

意識は持つております。

そういう中で、私たちは、当面違憲状態を回避

したいという中で四増四減案をつくり、一方、次

の次の選挙、二十八年の通常選挙までには抜本改

革をやる、しかも結論を得るということを法律の

附則の中に明記させていただいたということでござります。

○加藤委員長 時間が来ていますので、手短にお

願いします。

○穀田委員 そういう形で附則に明示したから

いんだというような話はあきまへんで。

結局、四増四減案というのは、これまでの各党

間の協議を無視し、抜本改革実施を先送りするこ

とであることは紛れもない事実です。この間の参

議院の議論の経過からしても、さらに、最高裁の

判決があるもとで、このようないびほう策について

は許されない。

私は、協議の出発点に返つて、制度そのものの

抜本改革を進めるべきであるということを改めて

指摘して、終わります。

○加藤委員長 次に、中島隆利君。

○中島(隆)委員 社会民主党の中島隆利でござい

ます。

最初に、法案提出者に、二〇二〇年に執行され

た参議院選挙の一票の格差に対し、最高裁が下し

た判決についてお伺いをいたします。

最高裁は、十月十七日、二〇一〇年七月に執行

された第二十二回参議院選挙の一票の格差が五倍

に達したことと違憲状態とし、より適切な民意の

反映が可能になるような、一部の選挙区の定数増

減にとどまらず、都道府県単位の区割りを改めるなど現行の仕組み自体の見直しに手をつける

ものではありません。

社民党は、最高裁の指摘と同じに、もはや、選

挙区選挙において都道府県を単位とすることは、

一票の格差解消に向けては限界であるというふう

に考えております。

ところが、ことしの七月、突然、座長の一川さんのもとで私案が示されて、各党が合意に至らな
いまま、協議が一方的に打ち切られました。さき
の通常国会の会期末、八月二十八日、一川私案に
基づく四増四減法案を民主党と自民党だけで提出
して、一方的に委員会を開催し、わずか三時間の
委員会審議だけで参議院を可決させました。

しかも、四増四減の中身は、四・七四六倍もの
格差を容認するもので、投票の価値の平等という

憲法上の要請に応えるものではないことは明らかで
あります。これまで行われてきた各党間の協議の

中でも、民主党は一・九六七倍、自民党は四・四

八一倍という案を示していましたが、それがどうして格差拡大を容認することになったのか、簡潔にお聞きしたい。お答えください。

○一川参議院議員 私たちは、先ほど言いました

ように、各会派の幹事長クラスが参加しての協議

会で議論を重ねてまいりまして、各会派のいろいろな考え方を持ち寄つて意見交換をしてまいりました

したけれども、なかなかそれが収束する見通しが

立たないという中で徐々に時間が経過し、片や、

衆議院の方でも選挙制度のいろいろな検討がなさ

れているという状況の中で、私たちは、この協議

会をスタートするときに、各会派の皆さん方の合

意として、前国会中に一つの成案を得ようとい

うことで、そこのところは合意をしておりました。

ですから、だんだん時間が経過する中で、ひとつ、座長として议案をする中でまとめていくこうと

いうことで取りまとめをさせていただいたという

ことでござりますので、御了承を願いたいと思

います。

○穀田委員 なかなか了承できないです。

前国会で参議院において四増四減案が可決され

た後の中月十七日、最高裁の大法廷で、一〇〇年参

院選における最大五・〇倍の格差を違憲状態とす

る判決が出されました。○七年参院選における判

決よりも踏み込んで、今回の判決は、単に一部の

選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県

単位で選挙区の定数を設定する現行の方式を改め

るなどの立法措置を講じ、できるだけ速やかに不

平等状態を解消する必要があると、四増四減案を

事実上批判しています。

○一川参議院議員 私たちは、協議会で議論を重

ねている間におきましたが、最高裁の判決を控え

て、恐らく判決の中でも厳しい判決が指

摘されるのではないか、ある程度のそういう問題

意識は持つております。

そういう中で、私たちは、当面違憲状態を回避

したいという中で四増四減案をつくり、一方、次

の次の選挙、二十八年の通常選挙までには抜本改

革をやる、しかも結論を得るということを法律の

附則の中に明記させていただいたところでござります。

○加藤委員長 時間が来ていますので、手短にお

願いします。

○穀田委員 そういう形で附則に明示したから

いんだというような話はあきまへんで。

結局、四増四減案というのは、これまでの各党

間の協議を無視し、抜本改革実施を先送りするこ

とであることは紛れもない事実です。この間の参

議院の議論の経過からしても、さらに、最高裁の

判決があるもとで、このようないびほう策について

は許されない。

私は、協議の出発点に返つて、制度そのものの

抜本改革を進めるべきであるということを改めて

指摘して、終わります。

○中島(隆)委員 次に、中島隆利君。

○中島(隆)委員 社会民主党の中島隆利でござい

ます。

最初に、法案提出者に、二〇二〇年に執行され

た参議院選挙の一票の格差に対し、最高裁が下し

た判決についてお伺いをいたします。

最高裁は、十月十七日、二〇一〇年七月に執行

された第二十二回参議院選挙の一票の格差が五倍

に達したことと違憲状態とし、より適切な民意の

反映が可能になるような、一部の選挙区の定数増

減にとどまらず、都道府県単位の区割りを改めるなど現行の仕組み自体の見直しに手をつける

ものではありません。

社民党は、最高裁の指摘と同じに、もはや、選

挙区選挙において都道府県を単位とすることは、

一票の格差解消に向けては限界であるというふう

に考えております。

○穀田委員 なかなか了承できないです。

前国会で参議院において四増四減案が可決され

た後の中月十七日、最高裁の大法廷で、一〇〇年参

院選における最大五・〇倍の格差を違憲状態とす

る判決が出されました。○七年参院選における判

決よりも踏み込んで、今回の判決は、単に一部の

選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県

単位で選挙区の定数を設定する現行の方式を改め

るなどの立法措置を講じ、できるだけ速やかに不

平等状態を解消する必要があると、四増四減案を

事実上批判しています。

○一川参議院議員 私たちは、協議会で議論を重

ねている間におきましたが、最高裁の判決を控え

て、恐らく判決の中でも厳しい判決が指

摘されるのではないか、ある程度のそういう問題

意識は持つております。

そういう中で、私たちは、当面違憲状態を回避

したいという中で四増四減案をつくり、一方、次

の次の選挙、二十八年の通常選挙までには抜本改

革をやる、しかも結論を得るということを法律の

附則の中に明記させていただいたところでござります。

○加藤委員長 時間が来ていますので、手短にお

願いします。

○穀田委員 そういう形で附則に明示したから

いんだというような話はあきまへんで。

結局、四増四減案というのは、これまでの各党

間の協議を無視し、抜本改革実施を先送りするこ

とであることは紛れもない事実です。この間の参

議院の議論の経過からしても、さらに、最高裁の

判決があるもとで、このようないびほう策について

は許されない。

私は、協議の出発点に返つて、制度そのものの

抜本改革を進めるべきであるということを改めて

指摘して、終わります。

○中島(隆)委員 次に、中島隆利君。

○中島(隆)委員 各県単位の投票制度が違憲状態

になる仕組みだ、これは根本的に解決すべきだと

いうのが憲法の判断であり裁判所の判断であるわ

けですから、特に今後の見直しについては、我が

党が提起するそういう方向での検討を心からお願

いしておきます。

一定程度の地域代表の性格を持つた広域的な選挙区選挙と民意を反映する全国比例代表選挙を組み合わせ、なおかつ一票の格差を最小限にとどめることが可能な民主党案を法案提出者はどのように受けとめておられるのか、お尋ねいたします。

○世耕参議院議員 そういう案も含めて、予見なく、いろいろな形の議論を平成二十八年に向けて進めて、結論を得たいというふうに思つております。

○中島(隆)委員 最後に、参議院の定数について、法案提出者のお考えをお尋ねいたします。

参議院にとどまらず、むしろ衆議院の定数をめぐって定数削減が声高に叫はれているわけあります。ただし、定数削減の根拠が、財政難あるいは行政改革、果ては消費増税の前に身を切るためと言われています。他方、人口当たりの国会議員の議席数を国際比較しますと、日本の場合は衆参両院とともに、多いどころかむしろ少ない傾向にあります。

立法過程に民意を的確に反映しようとするれば、一定程度の議席数が必要なことは疑いありません。また、巨大な行政府を厳しくチェックしようと思われます。これまた一定の国会議員数が必要であります。最近の論調はどうも定数削減がありきで、経済効率と民主主義のコストを混同しているように思われます。社民党は、定数削減について、それに真っ向から反対するわけはありませんが、多岐にわたる観点から極めて慎重に検討すべきであると考えております。法案提出者のお考えをお聞きしたいと思います。

○一川参議院議員 御党は定数問題について大変真剣にいろいろな問題に取り組んでおられるといふのは我々も聞いておりますし、こういう中で、我々国会議員の定数というのは、参議院だけで議論する問題でもないと思つております。衆議院の定数問題と参議院の定数問題は総合的に判断をすべき問題であろうというふうに思つておりますので、我々は今回、参議院が先行して定

数問題に取り組まなかつたというのも、衆議院側の動きがちょっと読み切れなかつたという面もございました。

しかし、地方議員の方では、御案内とのおり、市町村合併を通じて議員の数は相当減つてきておりますし、いろいろな面で国会議員の定数問題が国民の関心にさらされているというのは我々も十分承知しておりますので、これから参議院独自のあり方、参議院の選挙制度のあり方ということは、もちろんまた定数にも関連しますけれども、そ

ういった問題も含めて、二十八年の選挙までにはしつかりとその方向、結論を出したいということをございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○中島(隆)委員 定数削減の問題は、これは衆議院とあわせて議論すべきだと思います。しかし、今回の四増四減は、私は、まさに抜本改革とは思つていません。特に、西岡前議長の努力によれば、抜本改革、そこまで議論が進んでいたわけですから、二十八年に、まあ附則でうたつたという

ことでありますけれども、我が党としては四増四減は賛成できない、こういうことを申し上げて、私の質問を終わります。

○加藤委員長 次に、石関貴史君。

○石関委員 日本維新の会の石関貴史です。

久しぶりの質問ですけれども、こういうばたばたしたような状況で大事な国民代表を選ぶ制度を決めるということになつたことについて、いろいろ感慨があるところでございます。

先ほどの質疑の中でももちろん触れられておりましたが、十月十七日の最高裁判決について、九月の五日に行われた参議院の審議の中でのこの判決の前でございますが、これは公明党的荒木先生から、「この二十二年選挙についての最高裁判決は、まあ年内にも出るのではないか」という専門筋の見通しがありますけれども、これではいよいよもつてこの違憲状態を更に踏み込んだ違憲判決となりますので、我々は今回、参議院が先行して定

いかと私は考えておりますが、この点、発議者はどのように考えておりますか。」こういう質問がされております。

答弁は、一川先生の答弁がございまして、「どういう判決につながつてくるかということは、我々、今の段階では分かりませんけれども、そういう国会の中ではそれなりに努力してきたということが分かるようにしておきたいということで、こういう対応をさせていただきました。」こういう答弁をされています。

これは荒木先生の御指摘のように、こういったことについて、西岡前議長の努力によれば、抜本改革、そこまで議論が進んでいたわけですから、二十八年に、まあ附則でうたつたという

ことでありますけれども、我が党としては四増四減は賛成できない、こういうことを申し上げて、私の質問を終ります。

○一川参議院議員 参議院の質疑の段階で、そういう御質問がございました。

私も先ほどちょっと答弁で触れましたように、我々も、この選挙制度を議論する中では、最高裁判決を控えている中で、相當厳しいことが想定されるという問題意識はそれぞれ皆共有していたと思うんです。

そういう中につれて、いかにして当面の選挙制度の改革を取りまとめていくかということが大きな課題だつたんですけども、私は、まず違憲状態を少しでも解消したいということでの四増四減とあわせて、やはり、期限を切つて、そこで抜本改革をお互いに結論を得るように努力しましよう」という趣旨の規定を附則の中に設けさせていただけた。そこは、立法府としてはそれなりに問題意識を持つて努力しているという姿勢を理解しているだけれどいいなというふうに思つていただけます。

○石関委員 前回の御答弁の中でも、今また改めてお答えいただいたような認識であるということだと思いますが、ただ、この荒木先生の御指摘を改めて見ると、ほら、やはりこうなつたじやないか、こういう感じもしないでないというのが私の感想でございます。

それで、どうも伺つてみると世耕先生が随分

見識が高いようですが、お答えいただけるのかと思ひますが、そもそもこの参議院議員の選挙の制度というのは、地域代表、先ほど触れられましたが、都道府県という地域の代表原理、それから国民代表あるいは職域の代表、こういった原理の組み合わせで成り立つてゐるのかなどというふうに思ひますが、先生の御認識はいかがでしょうか。

○世耕参議院議員 一川先生も藤原先生も大変な見識をお持ちでありますから、御質問ですでのお答えをさせていただきたいと思います。

そのとおりでありますから、もともと、昭和二十一年の今憲法を決めていく帝国議会の議論の中でもこの地域代表と職能代表ということが議論をされておりまして、また、昭和五十八年の最高裁判決でも参議院における職能代表と地域代表という機能は認められておりますから、まさにそういう形で参議院選挙はこれまで行われてきてゐるというふうに思つております。

○石関委員 ありがとうございます。

今申し上げた、地域代表なり、それから国民代表あるいは職域、職能代表ということのお答えをいただきました。選挙区、地域代表原理というところは、民意の集約を図る、こういう機能があると思いますし、また他方、全国から選ばれる、いわゆる比例制度というのもそういうことだと思いま

す。ただ、抜本的に改革をすると先ほど一川先生もおっしゃいましたが、とはいへ、ここまでずっとこのような形で選挙区の方の改変が行われてきたということですので、これはやはり、ちょっと表現が難しいんですねが、一方に偏つてこういうことを続けてきたということでありますので、改めてそのことについて、今後頑張りますよというお話を先ほどありました。それはいつても、選挙区の改変だけが行われてきたというのが現実ですか、今後も含めてどのようなお覚悟をお持ちなのか、お答えをいただきたいと思います。

たが、都道府県という地域の代表原理、それから国民代表あるいは職域の代表、こういった原理の組み合わせで成り立つてゐるのかなどというふうに思ひますが、先生の御認識はいかがでしょうか。

○世耕参議院議員 一川先生も藤原先生も大変な見識をお持ちでありますから、御質問ですでのお

見識が高いようですが、お答えいただけるのかと思ひますが、そもそもこの参議院議員の選挙の制度というのは、地域代表、先ほど触れられましたが、都道府県という地域の代表原理、それから国民代表あるいは職域の代表、こういった原理の組み合わせで成り立つてゐるのかなどというふうに思ひますが、先生の御認識はいかがでしょうか。

○石関委員 ありがとうございます。

今申し上げた、地域代表なり、それから国民代表あるいは職域、職能代表ということのお答えをいただきました。選挙区、地域代表原理というところは、民意の集約を図る、こういう機能があると思いますし、また他方、全国から選ばれる、いわゆる比例制度というのもそういうことだと思いま

一票の価値の平等という憲法上の要請に応えるため、やるべきは、選挙制度そのものの抜本改革であり、四増四減案ではありません。

以上を指摘して、反対の討論を終わります。

○加藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

松本剛明君。

○加藤委員長 これより採決に入ります。

第百八十回国会、参議院提出、公職選挙法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立多数。よって、本案は原案の会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

〔報告書は附録に掲載〕

○加藤委員長 この際、休憩いたします。

午前九時四十分開議

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安住淳君外三名提出、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案及び第百八十回国会、細田博之君外二名提出、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

提出者より順次趣旨の説明を聴取いたします。

例を設けております。

第二に、衆議院議員の定数削減についてあります。

本法律案では、衆議院議員の定数を四百三十五人とし、小選挙区選出議員を五人、比例代表選出議員を四十人、合計して四十五人削減することとしております。

○松本(剛)議員 ただいま議題となりました公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○松本(剛)議員 ただいま議題となりました公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○細田議員 ただいま議題となりました衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選

議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案、第三に、衆議院議員の定数削減についてあります。

本法律案におきまして、比例定数を四十削減するものとしておりますが、仮に何らの措置を講じないとすれば、小選挙区で議席に反映されなかつた民意を救済するという比例選挙の機能が著しく低下してしまいます。

そこで、今回の改正に限つての激変緩和措置として、比例選挙の持つ小選挙区の結果補正機能を強力に回復させるため、一つ目として、比例選挙の単位について、現行のブロック単位から全国単位に改めるとともに、二つ目として、比例定数百四十人のうち三十五人については、ドント式の除数が、各政党ごとにその政党的小選挙区での獲得議席数足す一から始まる運用制的比例枠を導入することとしております。

まず、本法律案の趣旨について申し上げます。

○細田議員 我々は、昨年三月、現行の一人別枠方式及びそ

れに基づく選挙区間格差二・三〇四倍を違憲状態とし、できるだけ速やかな一人別枠方式の廃止、

区割り規定の改正という立法措置にまで言及した

最高裁大法廷判決について、真摯に応えることが

御説明申し上げます。

い申し上げます。

○加藤委員長 次に、細田博之君。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人

口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部

を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

法の一部改正について定めるものであります。

第二に、公職選挙法の一部改正についてであります

ますが、まず、衆議院議員の定数を現行の四百八十人から四百七十五人とし、そのうち小選挙区選出議員の定数を現行の三百人から二百九十五人に

改めることとしております。また、衆議院の小選挙区の区割りは、別に法律で定めることとしております。

第三に、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正についてであります。

第四に、今次の改定案の作成基準及び勧告期限等の特例についてであります。まず、衆議院議員選挙区画定審議会、いわゆる区画審の行う今次の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区の数は、本法の附則別表で定める数をいたしております。具体的には、議員一人当たりの人口の少ない、言いかえれば、一票の価値の高い、高知、徳島、福井、佐賀、山梨の上位五県について、それぞれ一減いたしております。

次に、区画審の行う今次の改定案の作成基準の特例について定めております。

その一つ目の基準として、各小選挙区の人口は、人口の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない小選挙区の人口以上であつて、かつ、当該人口の二倍未満であること、すなわち、選挙区間格差二倍未満ということを法律上明記いたしております。

二つ目の基準として、小選挙区の改定案の作成は、人口の最も少ない都道府県の区域内の選挙区、県別定数が減少する県の区域内の選挙区、さきに述べた格差二倍未満の基準に適合しない選挙区及び格差二倍未満とするために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区についてのみ行うこと等としております。

ちょっと補足して申しますと、本法案は、緊急

是正のために、市町村合併の影響の調整は基本的には行わない、あるいは、必要な改定は隣接選挙区に限るなど、必要最小限の改定にとどめるといふ考え方方に立っております。

次に、区画審の行う今次の改定案に係る勧告は、この法律の施行の日から六月以内においてできるだけ速やかに行うこととしております。

第五に、施行期日等についてであります。

最後に、政府は、今次の改定案に係る勧告があつたときは、当該勧告に基づき、速やかに法制上の措置を講ずることとしてしております。

第六に、施行期日等についてであります。

第七に、施行期日等についてであります。

第八に、施行期日等についてであります。

第九に、施行期日等についてであります。

第十に、施行期日等についてであります。

第十一に、施行期日等についてであります。

第十二に、施行期日等についてであります。

第十三に、施行期日等についてであります。

第十四に、施行期日等についてであります。

第十五に、施行期日等についてであります。

第十六に、施行期日等についてであります。

第十七に、施行期日等についてであります。

第十八に、施行期日等についてであります。

第十九に、施行期日等についてであります。

第二十に、施行期日等についてであります。

第二十一に、施行期日等についてであります。

その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

我が党は、ただいま議題となりました、衆議院小選挙区選挙の各選挙区における人口格差の緊急

過度に集約されないようにするための臨時の措置を緊急に講じようとする内容の法律案を提出して

おります。

他方で、自民党提出の法律案は、我が党提出法

案のうち、○増五減部分と同一の内容であるこ

とから、我が党提出の法律案の内容を、自民党提

出の法律案と異なる部分、すなわち、衆議院議員の定数削減及びこれに伴い民意が過度に集約され

ないようにするための臨時の措置に関する部分に限定し、本修正案を提出することとした次第であ

ります。

次に、本修正案の内容について申し上げます。

本修正案では、一票の格差是正、いわゆる○増五減に関する規定を削ることとしております。

この修正の結果、本法律案は、定数削減及び民意が過度に集約されないようにするための臨時措置、すなわち、全国比例及び連用制的比例枠に関する規定のみとなります。

このほか、○増五減に関する規定を削ることに伴い、題名の修正その他所要の規定整備を行うこととしております。

以上が、修正案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますようお願

い申し上げます。

○加藤委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

提出来より趣旨の説明を聴取いたします。逢坂誠二君。

○逢坂委員長 この際、安住淳君外三名提出、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案に対し、逢坂誠二君外一

名から、民主党・無所属クラブ・国民新党提案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。逢坂誠二君。

両案及び修正案審査のため、本日、政府参考人として総務省自治行政局選挙部長米田耕一郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じます

が、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○加藤委員長 これより両案及び修正案に対する質疑に入ります。

○加藤委員長 ます。あべ俊子君。

○あべ委員 自由民主党のあべ俊子でございま

す。本日、○増五減、この自民党案、さらには民主

党案、修正案の議論をさせていただきます。

そうした中において、特に今回の民主案に関し

ましては、連用制、さらには少数政党を優遇する

という中身が一緒になつて。私は、一票の格

差問題を論じてあるときにはこの連用制を入れると

いうことは、少數政党に対しての優遇といえども

一票の格差の問題をそのまま続けることになるの

ではないかと思いますが、自民党案提出の細田議員にお伺いいたします。

○細田議員 この問題については、私どもは昨年の春に、○増五減が最高裁判決の趣旨に沿うものとして各党にも提案してきたわけでござります。

この問題については、私どもは昨年の春に、○増五減が最高裁判決の趣旨に沿うものとして各党にも提案してきたわけでござります。

政黨のための一つの案ではあるかとは思いますが、二票制をとつておつて、一票目がまず当選者が確定する、しかし、一票目による当選者の数が

二票目の当選者に影響するという意味で、一票制をとつておつて、一票目による当選者の数が

をとつておつて、一票目による当選者の数が

をとつておつて、一票目による当選者の数が

をとつておつて、一票目による当選者の数が

大きい問題があるという政党もありましたけれども、そういう見地で結論が得られなかつたという経過でございます。

私どもとしては、まず違憲状態を解消することが大事でございまして、今後は、きのうの党首討論でございましたように、各党間でさらなる議論を続けることが望ましいのではないかと思います。

○あべ委員 最高裁が一票の格差について違憲状態判決を出して一年半が経過しているわけでござります。この間に審議会の区割り改定案の勧告期限も経過いたしまして、違法状態にもなつてゐるわけであります。

これを、今回出してきた民主党の案のように、違憲状態であるものと、みずから身を切りたいというほかに切るものがないのかどうかわからぬですが、その議員定数削減をこつちやにしまつた法案を前国会でも出してき、そこを強行採決しようとして廃案になつたという経過は、本当にこれこそ全く身を切つていらない無駄な時間だと思っております。

○増五減は、違憲状態であることから、特に私ども立法府が放置できない問題でございまして、ここはやはり先行していく。きのうのQTでも話されたところでございまして、やっていく必要があるんだと思っております。

そうした中にありますて、この○増五減の中で、○増五減のこの法案が成立した後、格差是正の流れというのがあるわけでございます。

総務省から米田選挙部長がいらしておりますからお聞きいたしますが、大体どういう経過で、なかなかどれくらいの時間がかかると思ってるか教えてください。

○米田政府参考人 お答え申し上げます。

今御質問の衆議院小選挙区の区割りの改定作業、その中身、それからかかる時間でございますけれども、これは衆議院議員選挙区画定審議会の判断に基づいて行われるものでございますので、事務局でございます総務省として具体的な期間と

かどのようなことが行われるかということについて言及することは差し控えたいと存じます。

ただし、今回のいわゆる○増五減に関する法律におきましては、審議会の勧告の期限について、「この法律の施行の日から六月以内においてできるだけ速やかに行うものとする」と規定されております。審議会におきましてはこの規定を踏まえて適切に対応されるものと考えております。

また、どのような手続があるのかということについて申し上げますと、従来、これまで平成六年と平成十三年の過去二回、審議会での区割り作業が行われましたので、そこでの作業を申し上げますと、おおむね、一つは現行の選挙区の状況についてのレビュー、二つ目には区割り基準や具体的の区割り等についての都道府県知事への意見照会、それについての回答、三つ目に区割り基準そのものの審議、決定という段取りでまいって、具体的の区割りの審議、決定が行われ、それに基づいて勧告が行われる、このような流れにあつたものと承知しております。

以上です。

○あべ委員 前回の例を見ますと、こここの、特に区割りの審議会の部分なども含めて、政府に勧告するまで二、三ヶ月、それに基づく公選法改正法案を提出して周知をするのに一ヶ月が必要ではないかということも言われているわけであります

が、この辺は、米田参考人、いかがでしようか。これが米田参考人にお聞きしますが、なぜ、人口割りができるものが、有権者数で選挙制度を見ることができないのかをお聞きします。

○米田政府参考人 お答えいたします。

まず、現在の制度でござりますけれども、衆議院小選挙区の改定につきましては、衆議院議員選挙区画定審議会設置法によりまして、審議会は、原則として十年ごとの大規模国勢調査の結果による人口を用いて区割りの改定案を作成するとされているところでございます。

この区割りの改定案の作成に国勢調査人口を用いるとしておる理由でござりますけれども、一つには、国勢調査人口は、人口の把握そのものを目的として法令に基づき全国一斉に行われる実地調査による人口であり、確度が高いこと。二つ目には、衆議院議員の定数配分については、中選挙区制における定数は正を含めまして、大正十四年の例を見ますと、例えばイギリスなどでは有権者の数をもとに区割りを行つてある程度の

す。

特に、日本というのは、都会だけではなく、中山間地区が食料を送り、きれいな空気を送り、きれいな水を送るということを考えたときに、この山間地区の一票は重いのではないか。人口割りにしたときに、外国人、子供がない、その人口割りですれば、有権者数と人口の乖離がないというのが、私は地方におけることだと思っております。

人口割りにした場合、例えば人口比で見れば、平成二十二年の国勢調査の人口で見ますと、最大格差は千葉の四区と高知の三区の二・五一四倍でございますが、最小選挙区、高知三区との格差が二倍を超える選挙区は九十七選挙区ございます。

一方、有権者数で、同じ場所、千葉四区と高知三区を見ますと、格差は一・三〇四倍となりまして、最小選挙区、高知三区との格差が二倍を超える選挙区は四十五選挙区となるわけでござります。

これを米田参考人にお聞きしますが、なぜ、人口割りができるものが、有権者数で選挙制度を見ることができないのかをお聞きします。

○あべ委員 この投票率をしつかり見て、一票の格差といったときに、投票に行く方と行かない方のその一票の格差ということが、本当に行つても行かなくても一票は一票だというふうに考えられるかどうかも含めて、私はしっかりと投票行動に關しても見ていく必要があるのではないかと思っております。

また、議員定数削減、今回、民主党の方々が、最後、自分たちの国民に対する、国会議員の身を切る覚悟を見せたいがゆえに出てきたものでございますが、では、日本における衆議院定数といふうのは、諸外国と比べて本当に日本は多いというふうに思いますが、きょう米田参考人がいらしておられますので、諸外国との比較をしたときの国会議員定数が多いか少ないか、わかりましたら教えてください。

○米田政府参考人 お尋ねでございましたので、具体的な数字は持ち合わせておりません。

○あべ委員 この投票率をしつかり見て、一票の格差といったときに、投票に行く方と行かない方のその一票の格差ということが、本当に行つても行かなくても一票は一票だというふうに考えられるかどうかも含めて、私はしっかりと投票行動に關しても見ていく必要があるのではないかと思っております。

また、議員定数削減、今回、民主党の方々が、最後、自分たちの国民に対する、国会議員の身を切る覚悟を見せたいがゆえに出てきたものでございますが、では、日本における衆議院定数といふうのは、諸外国と比べて本当に日本は多いというふうに思いますが、きょう米田参考人がいらしておられますので、諸外国との比較をしたときの国会議員定数が多いか少ないか、わかりましたら教えてください。

安定性を要すること等の理由によるものというふうに言われておりますので、私どももそのように承知しております。

○あべ委員 選挙区割りの安定性ということを考えたときに、その安定性が国民の不公平につながるということが私は大きな問題ではないかと思います。ぜひとも人口の区割りに関しては、有権者数というふうにすることによって地方の声が上げられる。

さらには、私がいつも思ひますのは投票率でございまして、きょう米田参考人にお聞きしますが、一番高いところの投票率と一番低いところの投票率、わかりましたら教えてください。

○米田政府参考人 大変申しわけございません。今ちょっと手元に資料がございませんが、かなりの差があるものというふうに思料しております。

○あべ委員 かなり、どのぐらいの差があるか、アバウトで結構ございますから、教えてください。

○米田政府参考人 申しわけございません。突然のお尋ねでございましたので、具体的な数字は持ち合わせておりません。

○あべ委員 この投票率をしつかり見て、一票の格差といったときに、投票に行く方と行かない方のその一票の格差ということが、本当に行つても行かなくても一票は一票だというふうに考えられるかどうかも含めて、私はしっかりと投票行動に關しても見ていく必要があるのではないかと思っております。

また、議員定数削減、今回、民主党の方々が、最後、自分たちの国民に対する、国会議員の身を切る覚悟を見せたいがゆえに出てきたものでございますが、では、日本における衆議院定数といふうのは、諸外国と比べて本当に日本は多いというふうに思いますが、きょう米田参考人がいらしておられますので、諸外国との比較をしたときの国会議員定数が多いか少ないか、わかりましたら教えてください。

○米田政府参考人 議員一人当たりの人口がどの

ような格差があるのかというようなことで、これは諸外国さまざまござります。連邦制をとっている国、その他でも大きな違いがありました。例えばフランスのように海外領土等をとっている国等がございますので、いろいろ差があると存じます。

一例で申し上げますと、議員一人当たりの人口といたしまして、日本では十七万七千人程度のところ、アメリカでは五十六万八千人、イギリスでは四万二千人というような形で、一人当たりの人口も違いますし、格差もかなり違っているという現状だと理解しております。

○あべ委員 人口十万人当たりの議席数で見ると、日本は〇・五七。英國が一・四二、フランス

一・四八、ドイツ〇・八四を下回っておりまして、必ずしも日本は議員が多いとは言えないといふことがあります。いずれにいたしましても、〇増五減、これに關しては違憲状態でありますので、速やかに私どもは法案を可決していくことを望みます。

時間になりましたので、質問を終わります。

○加藤委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明黨の富田茂之です。

実は、この委員会が始まる前までは、最初にこういう質問をしようと思つていました。選挙制度改革をめぐる各党協議会では、一票の格差は正、定数は正、そして選挙制度の抜本改革がセツトで議論されてきたはずだ。民主党は協議を打ち切つて、六月十八日、今回の法案と同様の法案を提出、最終的に廃案となつた。この経過を踏まえると、なぜ今回、廃案となつた法案と全く同様の法案を提出されたのか理解に苦しむ、提出者の意図はあるのかと聞こうと思っていたんですが、先ほど逢坂修正案提出者の方からお話をありましたので、全く同様ではなくつたのでこの質問は使えないんですが。ここで修正案を出すのでしたら、六月十八日に各党協議会を打ち切つて民主黨案を出すのではないかと、そのときに今回修正案として出された案を

出していたら。六月ですよ。先ほど、あべ先生の方から、どのぐらい画定審で期間がかかるんですかというお話をありました。審議会の方で二ヶ月から三ヶ月、周知期間一ヶ月、これを合わせて、今回解散・総選挙をするのに新しい選挙制度でできたはずなんですね。

この六月の時点で、なぜ今回のよろしく恵を出して野党の方に政権与党として働きかけをしなかつたのか、私はこれは本当に疑問だと思うんですけど、提出者はどうでしょうか。

○逢坂議員 お答えいたします。

昨年の秋以来、各党協議会、十六回行いました。それから、その間に、幹事長・書記局長会談も三回行つたわけであります。

この協議のプロセスの中で、我が党は当初、昨年十月二十五日だったと記憶しておりますけれども、まず最初に格差は正を議論して、区割りをいろいろ議論している間に、いわゆる定数削減と抜本改革も議論した方がいいんじゃないかという提案を昨年の十月二十五日にさせていただきました。

ところが、多くの野党の皆さんから、それはまた一緒にものとして議論せよ、多くの野党の皆さんからそういう声がどんどん出されまして、ことしの年明けに、各党が、それでは三つセツトで議論しましようということでやってきたのがこれまでの経過であります。

廃案になるのがわかっているのに衆議院で強行採決して、最終的に参議院で廃案になつて、その後、今回までまた放置していただけじゃないですか。この間、無駄な時間がずっと過ぎられたわけですね。逢坂先生のようにきちんとわかるらっしゃる方がいるんだから、せつかく委員会に提出された法案を、委員会で、理事間で協議するとか、いろいろな方法があつたと思うんです。當時、自民党の案も出ていたのに、自民党案は審議しなかつたんですよ。一緒にやりましょうというふうに野党は呼びかけたけれども、皆さんはやらなかつた。

それで、今回のようになつて、実は、きのうの議論も踏まえた上で、今般出している法案と同じものを前回出させていたいたたわけであります。すなわち、各党協議会で結論が出なかつたもので、そこでの、我が党としては、与党としてこの問題は放置することはできませんので、各党協議会の議論も踏まえた上で、政権選択と民意の反映という、この要請にともに応えるものとして、今回の御提案をさせていただいている、このようないんですかと申し上げて、委員長の方では引き

しかし、残念ながら、前国会、会期末が迫る中

でもこの問題への議論がなかなか進まないという

事情がございまして、そこでやもなく、我が党独

結果としてはよかつたと思うんですけれども、やはりこの無駄にされた時間というのは本当に惜しまったのが前国会であります。

そこで、今国会の冒頭では、この問題について

前国会で議論をいただけなかつた、賛否もはつきりしなかつたということありますので、改めて

出し直させていただいたということあります。

しかしながら、それを提出した後、昨日の党首討論などを踏まえ、この間の状況を考えまして、きょうの修正案の提出に至つたということあります。

前国会で議論をいただけなかつた、賛否もはつきりしなかつたということありますので、改めて

出し直させていただいたということあります。

そこで、今国会の冒頭では、この問題について

前国会で議論をいただけなかつた、賛否もはつきりしなかつたということありますので、改めて

出し直させていただいたということあります。

しかし、残念ながら、前国会、会期末が迫る中

でもこの問題への議論がなかなか進まないという

事情がございまして、そこでやもなく、我が党独

結果としてはよかつたと思うんですけれども、やはりこの無駄にされた時間というのは本当に惜しまったのが前国会であります。

そこで、今国会の冒頭では、この問題について

前国会で議論をいただけなかつた、賛否もはつきりしなかつたということありますので、改めて

出し直させていただいたということあります。</p

いて、自由法曹団から、前回の法案提出のときにいろいろ資料をいただきました。自由法曹団と私は意見は異にしますけれども、なかなかきちんとされた議論をされていて、シミュレーションもきちんとされている。

今回、民主党の案で前回の総選挙の結果をもとにシミュレーションすると、確かに、公明党、共産党、社民党、みんなの党、国民新党的議席は増加するけれども、議席獲得率は、いまだに、民主党案でやつても得票率の半分程度にしかすぎない。きちんと得票率を反映した形にはなっていません。第一党の民主党の議席は減少するけれども、四一・四一%の得票率で六〇・九一%の議席を得て、並立制での獲得率六四・一七%とほとんど変わらない。第一党は変わらない、ローカル政党の新党大地は全国区になつたため議席を失う、こういうような指摘もあるんですね。全国区制度にするということのゆがみも出ています。比例の票ができるだけ民意を反映する形にしたいとおっしゃつていいながら、本当にそういう形になつていい。民意の歪曲は正されていないといふような指摘があるんですけれども、これについてはどう思われますか。

○松本剛(議員) 先ほども申し上げましたけれども、小選挙区についての最高裁の判決が平成十一年に出ていることは御承知のとおりだらうというふうに思います。

これについては、小選挙区制のもとにおいては死票を多く生む可能性があることは否定しがたいが、死票はいかなる制度でも生ずるものであること、各選挙区における最高得票者をもつて当選人とすることが選挙人の総意を示したものではないとは言えないなどの理由から、小選挙区制は、選挙を通じて国民の総意を議席に反映させる一つの合理的な方法と言うことができる、このように判断をされているところであります。先ほど申し上げましたように、政権選択の選挙であるということ、民意を反映するという、この両方の要請に応えることでの制度の考え方であるというふう

に御説明を申し上げてきているところでございま

す。

○富田委員 説明は説明として理解しますけれども、答弁になつていませんよ。

もう一点、投票価値の平等をどう考えるのかという点についてお尋ねしたいと思います。

細田先生には質問通告していませんが、もし御答弁可能でしたら、松本委員の後に御答弁いただきたいたいのですが。

自由法曹団の指摘でも、連用制では、小選挙区で勝利をおさめた政党への比例代表選挙の投票

は、投票価値が大きく損なわれているのではないかというような指摘がありました。なかなか鋭い指摘だなと思うんです。

前回の総選挙の結果によるシミュレーションで、民主党は、前回、小選挙区で獲得議席が二百二十一でした。変形ドントでやると、今度、一百二十二から割り始めることになるわけですね、連用制の部分については。そうなると、これは、私どもの公明党や共産党は、前回のシミュレー

ションでいえば、一から割り始めるようになります。そうすると、我々公明党や共産党に対する投票に比べて、民主党への投票の、最初の評価だけですけれども、最初の評価が二百二十二分の一と

いうことになるんじやないか、そういう指摘をこの自由法曹団の資料は言われているんです。全国区にしたことによって一票の投票価値の評価がまたかなり開くようになつてしまふんじやないか、そういう矛盾をはらんでいるというような指摘があるんですねが、それに対して、松本提出者と細田提出者に御意見を伺えればと思います。

それを、一票目でたくさんとったから、二票目はそういう政党に対する投票があつても、それが、今おっしゃつたように、二百二十二分の二か

で、各選挙区においては、必ずしも投票の価値といふことについて、提出者は認識しておられますか。

○逢坂議員 私自身も、各党協議会、細田先生と一緒に十六回参加をさせていただきました。

それで、ただいま細田先生から話があつたとお

り、小選挙区制がいわゆる民意をゆがめている制度であるという主張があつたことは私も承知はしておりますけれども、民主党を除く全ての政党が

そういう主張していたかどうかについては、必ずしもつまびらかではありません。

○稲田委員 つまびらかでないって、参加しておつて、変な話だね。

では、まず、きょう細田議員もいらっしゃいま

すが、自民党も、現行制度は大政党に有利である、こう発言なさつたことは記憶に新しいところです。そして、得票率と議席占有率が乖離していることについては皆さんのが共通の意見を述べたこ

ので、この意味においては、全国比例としている私どもの法案においては、御指摘の投票価値は平等であるというふうに申し上げられると思いま

す。その上で、御指摘の投票の価値の平等というの仕方についての御指摘である、こういう意味で考えた場合には、その場合であつても、比例定数における連用制的比率の定数を、過去三回の選挙結果によれば逆転現象がほぼ生じない水準に設定した上で、あくまで今回の措置は、比例定数の大幅な削減に伴い、比例が本来有している小選挙区の結果補正機能が大幅に低下することを踏まえて、その機能を強力に回復させるため、先ほど提案理由のところでも、先生からも御引用いただきましたが、経過的な激変緩和措置という意義を有しているものとして制度を設計いたしておりまして、投票価値の平等に反するということにはならないものと考えておるところでございます。

○細田議員 原則的な考え方については、今、松本議員がお答えのことと同じではござりますが、小選挙区比例代表並立制というものを採用したときには、そして今の民主党の案でも、二票制で投票が行われる。そうすると、やはり、一票目で誰を選ぶかということがまず有権者の関心であつて、それぞれの投票が行われる。そして、二票目は、どの政党が自分の支持政党であるかといふことで政党投票が行われる、しかもブロック別に行われるということでありまして、それぞれの意思是、有権者の意思是二分されていると思つております。

○松本(剛)議員 今、富田委員がおっしゃつた投票の価値ということではあります、が、いわゆる一票の格差、投票の価値の平等というものは、当該選挙区の人口と当該選挙区に割り当てられた定数と

これでは、民主党を除く全ての政党が共通した意見になつたということについて、提出者は認識しておられますか。

○逢坂議員 私自身も、各党協議会、細田先生と一緒に十六回参加をさせていただきました。

それで、ただいま細田先生から話があつたとお

り、小選挙区制がいわゆる民意をゆがめている制度であるという主張があつたことは私も承知はしておりますけれども、民主党を除く全ての政党が

そういう主張していたかどうかについては、必ずしもつまびらかではありません。

○稲田委員 つまびらかでないって、参加しておつて、変な話だね。

では、まず、きょう細田議員もいらっしゃいま

すが、自民党も、現行制度は大政党に有利である、こう発言なさつたことは記憶に新しいところ

です。そして、得票率と議席占有率が乖離していることについては皆さんのが共通の意見を述べたこ

とは、これは各党が、参加している人たちはみんな知っています。だから各党は、民意の反映のためには抜本改革が必要だというふうに主張したわけであります。

す。
子由文庫は二月、当費税増税のところの一本文吉執して、合意に向けた努力をせずに、先ほど来あつたよううに、六月十八日、一方的に各党協議を打ち切つてしまひました。その後は、休憩前の質疑で私が述べたとおりであります。

その民主党の理屈となつてゐるのが、国民に消費税をお願いするのだから国会議員も身を切る必要があるという論です。増税するために身を削るというのには、とんでもない議論だと私は思ひます。

野口：政治家は、おもに、消費税増税のための一役を担うべきだ。大綱に、みずから身を切る改革を実施した上で消費税引き上げを実施すべき、消費税率引き上げまでは、国民の納得と信頼を得るために、衆議院定数を八十削減する法案の成立を図ると明記しました。

田中：そもそも、国民に負担を押しつける消費税増税と、国民の声を国会に届ける議員の定数を削減することとは、全く別問題だと私は思います。そういう思いませんか、松本さん。

松本（剛）：毅田委員がおっしゃつたところ

であります。増税のために議員定数を削減する
ということになります。

けでありまして、国民の皆様からも大きな御負担をお願いするに当たって、御納得をいただくために必要なものと考えているところでございます。

○穀田委員 それは違うんですよね。大体、大綱の中にそう書いてある、あなた方は、目的と実行のための手段としてわざわざ明記していることを忘れちゃならぬ。しかも、やむを得ぬ措置と言いますけれども、もともとこれは、公約には入つていない話をやろうなどという無理があるということを忘れてはなりませんよ。

今言つていたように、事もあろうに、国民の過半数が反対しているという民意を無視して、公約違反の消費税の増税を押しつける、その上に、民意を反映させる選挙制度の改革の議論をしているときには、民意を反映させるツールである議員を減らすなどもつてのほかと言わなければなりません。

と主張しています。現行の定数は、人口二十七万人に議員一人の割合で、これは国際的に最も低い水準であります。歴史的にも、普通選挙法一九二五年制定時に人口十二万人で議員一人を配当したことから見れば、我が国の議会政治史上、最も低い水準にあります。

べきか、それから定数はどうあるべきか、選出の仕方はどうすべきか、こういったことについてまともな議論をせずに、ただ数を減らさせばいいという考え方方が間違っていると言わなければなりません。

民主党の定数削減のもう一つ重大な問題は、比例例定数を減らそうとしていることであります。今も、小選挙区制中心の並立制のもとで比例の機能が發揮されていないことが問題です。例えば、現行で定数六のブロックは定数が四に減らされ、これではおよそ比例代表制とは言えないものになる。単純小選挙区制に一層近づき、四十削減すると、現行の六二・五%から六七・八%、つまり小選挙区の比率が六割から七割になる。こう

なつてくると、民意の反映は決定的に弱められる。あなた方はそういう選挙制度を目指しているということなんですか。

○松本(剛議員) 現行の制度は、政権選択、民意の集約という機能を有する小選挙区の選挙、これが総選定数のうちの多数を占めており、小選挙区を中心とした制度であるというふうに理解をしておられます。

私どもが御提案をさせていただいた内容でも、今御指摘がありましたがようによります

が、小選挙区が主となる政権を選択する選挙であるという基本は変わっておりません。その上で、この改正案では、定数削減を行った場合に、小選挙区の結果補正機能を有する比例選挙、この結果補正機能を強力に回復させるために、全国比例及び連用制的・比例枠を設けることによって制度の全体としての設計を行っているものというふうに考えております。

○穀田委員 それは、今までの選挙制度に関する議論の一連の経過を全く無視したものと言わなければならぬと思います。しかも、そう今言ってる運用制ですけれども、定数を四十も削減して小選挙区制の比率を高めておいて、一部それを入れたからといって、問題の解決になりませんよ。これまで二投票方式は同じで、十章二十九条に

変更して議席数が変わると、それに、百四十の定数のうち三十五が連用制で、残りはこれまでどおりだと。これを聞いても、さっぱりわからない複雑怪奇な制度で、しかも、非常に多くの深刻な問題が指摘されています。

連用制は、結局のところ小選挙区制中心の制度であって、小選挙区制というのは、恣意的に虚構の多数をつくることが問題なんです。小選挙区制で集約という名前で民意をねじ曲げ、さらに連用制で人為的に相殺すると。

その点で細田さんには聞きたいと思うんですけども、各党協議の場でそうした問題を指摘されてきましたけれども、連用制は憲法違反のおそれがあるという評価は今も変わりませんね。

○細田議員 二票制をとっているわけでございま
すから、一票目に何議席がとられたかということ
と、二票目の有権者の意識を反映した議席数が連
動して、一票目に投票した人の意向がいわば減殺
され、無視されて、一票目の比例に投票した人の
意思を無視する場合がある。例えば、前回の総選
挙でいえば、民主党の、比例でせっかく民主党と
書いた人の議席がゼロになつてしまふ可能性があ
る。そういう制度はやはり憲法上問題があるの
で、もつと深く制度を考えた方がいいのではないか

かということを申し上げたわけです。
○穀田委員 では、○増五減についても一言述べ、聞きたいと思うんです。
違憲状態を解消するためとしきりにおっしゃつてますが、最高裁が違憲状態とした一人別枠方式の配分はそのまま残して、言葉は確かになくなりましたよ、しかし五つの県の定数を減らして、格差が二倍を超える選挙区をなくそうというものであります。まさにびほう策であります。違憲状態の解消と言えるものではありません。
そもそも、最高裁の判決は、小選挙区制の存在を前提にして、小選挙区間の格差について判断を示したものであります。最初に指摘しましたけれども、この間、議論になってきたのは、小選挙区

抜本改革が必要だったということなんですね。私どもは、民意が正確に議席に反映する比例を中心の選挙制度に改革する中で格差も解消できると言つてまいりました。

結局、○増五減というのは、小選挙区制の維持、固定化であつて、抜本改革を棚上げするものにはかなないと思つています。しかも、今強行しようとしている小選挙区○増五減を実施したもとで総選挙を行うわけではありませんし、また、総選挙で新たに議員が選出されるのがわかつていいながら、一部の政党で定数削減を確約し、次の国会を縛ろうというものであります。こうしたやり方自体が、総選挙での国民の判断と選択を縛り、議会制民主主義をじゅうりんするものと言わなけ

ればならないと思いますが、松本さんの御所見を承りたい。

○松本(剛)議員 一人別枠方式については、私どもの御提案は、一人別枠基準による都道府県別定数配分とはなっていないものというふうに考えております。

その上で、先生の、穀田委員の御主張であります、小選挙区制度の採用ということについての御議論ではないかというふうに理解をいたしました。

先ほど申し上げたように、小選挙区制は政権選択という機能、民意集約という機能を有しているわけでありますけれども、もう繰り返しませんが、先ほども引用させていただきました最高裁の判決においても、小選挙区制の採用は国会の裁量の限界を超えると言ふことはできないというふうに解されております。小選挙区を採用するかどうかということは御議論だと思いますが、私どもとしては、現行の制度が小選挙区中心の制度であり、今回は緊急の対応の措置としてこのように御提案をさせていただいているというふうに理解をしております。

○穀田委員 先ほど来、もともと、この議論といふのは、九三年の政治改革の議論に端を発しているわけですね。そのとき言っている、もともとのこの制度の発端というのは、確かに民意の集約と民意の反映ということが議論になつたわけですよ。そのときに、少なくとも、今言っている、あなた方が仮にそういうことを言つておられる民意の反映というもの自身が、この制度をこういった形で小選挙区の比率を高めれば、その民意の反映という事実は、誰が考えても当たり前なんですよ。ですから、そういう議論は当たらない。

しかも、そのことによって、実は民意が削られるということになつたじゃないか。しかも、そのことが、民意を正しく反映しない政治が行われてきたというところに帰着した。今、皆さん、小選挙区制のもとで起こっている事態は何か。原

発の問題しかりですよ、そして、今私ども問題にしている消費税の増税問題もしかりですよ。国民の多くが反対している政治が平気で行われている、そういうものを虚構の多数でやられているというところに問題が大きいということを私は指摘しているわけです。このことは必ず将来において、終わります。

○加藤委員長 次に、中島隆利君。

○中島(隆)委員 社会民主の中島隆利です。

選挙制度の抜本改革をどう考えるか、自民党、民主党提案者にお尋ねをいたします。

昨年三月の最高裁で、二〇〇九年執行の第四十五回衆議院選挙の小選挙区選挙で一票の格差が違憲状態にあるという判決が下されました。一人別枠方式の廃止が求められました。以降、各党の幹事長・書記長会議で合意に基づいて設置された各党協議会で、昨年十月から今年四月までの間に十六回の協議が行われました。

私も社民党を代表して参加をしてまいりましたが、社民党としては、違憲状態とされた一票の格差問題を重く受けとめつつ、民意を反映しやすい比例代表選挙中心の選挙制度への抜本改革を進めよう中で格差の解消を進めるべきだと主張してまいりました。協議会では、各党が主張する選挙制度改革案に大なり小なりの差はあつたものの、自民党、民主党を除く多くの政党からは、現行の小選挙区制度の弊害、問題点が強く指摘をされました。

そこで、両法案の提出者にお伺いしますが、今回提出されている自民党案、民主党案とも、制度の抜本改革とは言えない内容ですが、各党協議会で多く指摘された小選挙区制度の問題点、さらには選挙制度の抜本改革の必要性についてどのように御認識なのか、各党にお尋ねいたします。

○逢坂議員 私も各党協議会に出席をさせていただきました、中島先生とも、いろいろな意見を開陳されたのを拝聴しております。

その上で、まず一つ、最高裁で指摘された一人

別枠方式、それから区割りの違憲状態を緊急に是正しなければならない、これは言うまでもないことだと思っております。

そして、現行の選挙制度について、いろいろと根本的な問題があるということもある場では話しあわれておりました。しかしながら、抜本改革を議論していくためには、相当にこれは時間がかかる、骨の折れることであるということも共通の認識であったのかなど私は理解をいたしております。

その上で、早期に違憲状態を解消するためには、まず現行の小選挙区制度のもとで必要最小限の格差の是正を行う方がよいのではないか。そして、抜本改革については、これは我が党の考え方でありますけれども、次の次の総選挙から実施が可能となるように、衆議院の定数を四百人とすること、あるいは、有権者の政権選択と民意の反映との両立を図る選挙制度のあり方、これらについて、次の衆議院総選挙の後に、選挙制度審議会を立ち上げて一年以内に結論を得るというふうにすべきではないかというのが我が党の考え方であり、このことも附則に盛り込ませていただいたところであります。

○細田議員 現行の小選挙区比例代表並立制がさまざまな問題点を含していることは、おっしゃるとおりであります。特に、少数の支持率しか持っていない、しかと言う必要はないけれども、例えば五%、一〇%、一五%の支持を持つっている政党にとっては、小選挙区制度というのは極めて不利である。

他方、平成五年に政治改革を行われたときは、細川さんの連立政権が成立しましたが、その前に、今の中選挙区のもとでは半永久的に自民党政権が統くだけで日本の政治改革にならないんじやないか、小選挙区制度で政権交代のできる制度にしよう、こういうブームが起きまして、そのようになった経緯がありました。現に、五回ほどやりましたら、このたび民主党政権ができたわけでござります。

そこで、解散・総選挙が行われるとすれば、また基本的な問題について各党で協議すべきであろう。しかし、現在の小選挙区制度を前提と

が、それに対する批判もあつたり、さまざま御意見があるし、支持率の相対的に低い政党にとっては不利な制度であるということは事実でございます。おっしゃるとおりでございます。

○中島(隆)委員 先ほど逢坂議員がおっしゃったわけですが、私は十六回の議論を振り返りますと、〇増五減を先行すべきだというのは強く自民党さんから申されました。しかし、やはり抜本改革を含めて小選挙区制度の問題点を改善すべきだというのがほとんどの党の意見で、続けてきたわけですね。

ですから、そういう中で、民主党案が一方的に、あの改革案が全く政党間の協議を踏まえないまま提案され、また今回も提案、こういうことでありますけれども、次の次の総選挙から実施が可能となるように、衆議院の定数を四百人とすること、あるいは、有権者の政権選択と民意の反映との両立を図る選挙制度のあり方、これらについて、次の衆議院総選挙の後に、選挙制度審議会を立ち上げて一年以内に結論を得るというふうにすべきではないかというのが我が党の考え方であり、このことも附則に盛り込ませていただいたところであります。

次に、自民党提出者にお聞きをいたしますが、仮に〇増五減案が成立をしたとしても、十六回解散ということでありますから、次期選挙には適用できないということは明らかであります。その場合、この〇増五減法案の扱いをどう考えておられるのか。次回の総選挙に適用するのか、それとも、次々回はまた新たな選挙制度あるいは区割りを適用すべきと考えておられるのか、その点について自民党にお尋ねをいたします。

○細田議員 最高裁判決が出まして、私どもは、まず法改正をすべきであるということを申し上げ続けてきたわけでございますが、残念ながら今日に至ってしまったので、おっしゃるように、今改正しても、さらに区割りの審議会で審議をし、さらに次の法律が必要ですから、そういう非常におくれた状態、手おくれの状態になつていることは、それでございます。

そこで、近々、解散・総選挙が行われるとすれば、また基本的な問題について各党で協議すべきであろう。しかし、現在の小選挙区制度を前提と

する限り、そして、最高裁判決に応えるためにはこの法改正が最小限必要である、こういう認識で国会が対応すべきであつて、これも行わないといふのでは、国会の怠慢である、国民に対し、また司法に対する怠慢であるということで、最小限の改正をお願いしているわけであります。

○中島(隆)委員 それでは、米田選挙部長に引き続き質問をいたします。

選挙区区割り審議会設置法によれば、区割りについて、各選挙区の人口を二倍以内におさめることを基本に据えると同時に、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に進めると定めております。

このうち、行政区画を考慮した区割りですが、十年前は、選挙区が複数に分割された市区町は十

一にとどまっていました。現在では、九十二市町村になっています。加えて、最新の国勢調査が実施されるまでの、二〇〇一年から二〇一〇年までの間に、平成の大合併が進められ、自治体の数が減りました。さらに、○増五減で区割り審が新たに見直されるとすれば、複数の選挙区に分割される市区町の数はさらにふえる可能性があります。

自治体が複数の選挙区に分割されることとは、有権者にとっても、当該選挙区で当選をした議員にとっても大変わかりづらく、活動しにくいものであります。避けなければいけないことだと思います。

○米田政府参考人 お答え申し上げます。

今御質問になりましたとおり、確かに、前回の区割りのときには、複数の小選挙区で分割されている市区町村、いわゆる分割市区町村の数はふえております。一番主な原因は、市町村合併がかなり大幅に進んだということが原因になっていることも事実でございます。

○松本(剛)議員 国会議員の定数の削減について私は、これまでも数々の議論があつたところでありますし、我が党といたしましても、國の厳しい財政状況に鑑み、そもそも、衆議院議員の定数削減、八十削減というのを訴えてきたところであります。

○細田議員 民主主義でござりますから、それは、国会議員への投票を通じてのみ國政に参加をするということが基本でございますから、そのような民意を反映する議会の制度が、どれだけの議員定数が必要とするかということを客観的に評価して決めるべきだと思います。

单純に減らせばいいという考え方でいかどうか、これは各党によって考え方の差がありますから、これは国会の問題そのものでござりますから、各党で十分協議して結論を得るべき問題であると思っております。

○中島(隆)委員 社民党としては、先ほど来、意見がありました、世界的に、各国と比較しても議員の定数は多い方ではないというふうに思つてお

区割りの基準でござりますけれども、これも御質問の中になりましたとおり、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならぬとされております。したがいまして、区画そのものも、当然、行政区画も考慮して行つてあるわけでござりますけれども、その他の要請で、ぎりぎりやむを得ないものとして分割されています。

今回の法案につきましては、早期に違憲状態を解消するために、小選挙区間における人口格差を緊急に是正する趣旨であると承知をしておりま

す。この趣旨を生かすという観点で、区画審に要請がされているものというふうに理解しております。

○中島(隆)委員 最後に、定数問題について自民党、民主党にお尋ねをいたします。

昨日の党首討論で野田総理は、消費税を理由に身を切ることが必要だとして、格差是正とセットで定数削減が必要だと力説をされました。しかし、消費税増税と国会議員の定数をなぜセツトで論じなければならないのか、私には理解できません。さらに、民主党案では、定数削減を民意を反

映する比例代表選挙区の定数に求めるのか、やは

り理解できません。国会議員の定数は、民意を的確に代表するならば、一定の数が必要でありますけれども、ところが、実際は、複数の選挙区に分割される行政区画はふえる傾向にさえあるわけ

あります。

とりわけ、この夏に、社会保障と税の一體改革

ということで、消費税という、国民の皆様に大きな負担をお願いすることになった中で、国会議員としても身を切ることは非でも必要

ではないかということで私どもは提案をさせていただいております。私どもは、このことが国民の皆様に御納得をいただくための一つの前進になるもの、このように思つてゐるところでございま

す。

○石関委員 次に、石関貴史君。

○石関委員 日本維新の会は、道州制を前提にして衆議院は

半分でいい、こういう主張をしております。そう

いつた考えからも、定数を削減することについて

は賛成。ただ、連用制というものについては、

よとくわけがわからないので、これもいいです

年での通常国会で決められる、こうしたことについて

は賛成できないというふうに思います。

そういう社民党の意思を申し上げまして、私の質問を終わります。

○加藤委員長 次に、石関貴史君。

○石関委員 日本維新の会の石関貴史です。

日本維新の会は、道州制を前提にして衆議院は

半分でいい、こういう主張をしております。そ

ういつた考えからも、定数を削減することについて

は賛成。ただ、連用制というものについては、

よとくわけがわからないので、これもいいです

たように、御党は定数削減を主張されておられましたので、御党には御党の立場があるということです。これまでも議論させていただいてまいりましたが、我が党にとどまらず、定数削減を選挙公約とされてこられたところもあるかに承知をいたしております。

本来、選挙公約としてきた以上は、できれば次

の選挙までの間に結論を出すことを目指すのが望

ましいというふうに思つておりますし、また、先ほど申し上げたように、財政事情に鑑み、さまざま

行政改革を求める中で、国民党の皆様にも御負担を求める。こういう形

である以上は、国会議員も一定の負担をすべきで

あるということで定数削減を提案させていただき

ました。

とりわけ、この夏に、社会保障と税の一體改革

ということで、消費税という、国民の皆様に大き

な御負担をお願いすることになった中で、国会議員としても身を切ることは非でも必要

ではないかということで私どもは提案をさせてい

ただいております。私どもは、このことが国民の

皆様に御納得をいただくための一つの前進になる

もの、このように思つてゐるところでございま

す。

○細田議員 民主主義でござりますから、それ

は、国会議員への投票を通じてのみ國政に参加を

するということが基本でございますから、そのよ

うな民意を反映する議会の制度が、どれだけの議

員定数が必要とするかということを客観的に評価

して決めるべきだと思います。

○逢坂議員 御質問にお答えいたします。

まず、我が党は、選挙制度に対しましては、有

権者の政権選択ということと民意の反映、これを

やはり両方両立を図ることが大事だらうというふ

うに思つております。

そうした中で、昨今の我が國の状況を見ます

と、議員定数についてはさまざま議論があること

は私自身も承知はいたしておりますけれども、現

下の財政状況でありますとか、あるいは国民世論

を踏まえると、議員定数もある一定程度削減をせ

よというの、これは国民の声であろうというふ

うに思っています。

中小政党の切り捨てであるといったような声もあつたわけあります。

そういうことを総合的に勘案いたしました結果、政権選択という現行の小選挙区制度を残すことと、それから、あわせて、民意の反映、小選挙区の結果補正という機能を有する比例代表選挙の定数を削減してもなお多様な民意の反映が可能ななる選挙制度に改める、この二つの目的を達成するために、今回のような一部運用ということを入れさせていただいたということであります。

たし、逢坂先生は同期で親しいものですから、意地悪な質問をするつもりはないんですが、今の御説明で中小政党の切り捨てていうことがありましたが、そもそも、前回、マニフェストの作成のときにはそういう考え方を含めて検討したということだつたんでしょうか。私は、定数削減の検討会には、前回、民主党に所属をして、野党時代から、政権交代の選挙に向けてのマニフェスト作成で特に議員定数削減には参加をしなかつたものですから、お尋ねをいたします。

（道場議員）前回のノートを削除のところにはございません。ただ、その中で、この問題は、必ずしも十分にされていなかつたので、その辺りはもう少しだけ記憶をいたしております。

（○石関委員）ただ、昨年の秋以来の各党協議の中で、我が党が八〇削減をすることを主張する中で、それでは中小政党に対する切り捨てではないかと、いつたような議論も出てき、それらを総合的に勘案した上で、一部連用制的な制度を導入するに至つたということだと理解をしております。

（○石関委員）いろいろ知恵を絞つてということだと思いますが、そうはいつても、冒頭で申し上げたように、大変わかりづらいということは、いろいろなところからの指摘もあり、それは提案者の

方も御承知の上だというふうに思います。

が、全国世論調査で行われた調査の結果では、
用制については七割の国民が知らないという結
になつております。今でもそういうことだらう
思いますし、仕組みについて知れば知るほど不
解だということではないかなというふうに思い
す。

そういう意味では、今回の制度としては、選挙区制と比例代表の並立制と連用制と三点セットになってしまって、やはりわかりづらい、今までの質疑や御説明を聞いてもそのように思いますが、これはどうお考えですか。

的・比例枠を設けたことが大変わかりにくいとい
う御指摘については謙虚に受けとめて、国民の皆
様にも御理解をいただけるように、選挙制度はや
り国民の皆様の主権行使する仕組みですから

制度というものを組み立てるに当たっては、
もちろん、制度そのもののわかりやすさというこ
努めていくことは必要なだろうというふうに思つ
おります。

も一つの大きな要素でありますか、同時に、制度を通じて得られる結果がどのようなものであるということを勘案した上で制度の設計をする必がある、このように思っております。

その意味で、私どもが先ほどから申し上げておりますように、補正機能は、何ら措置を施ないまま比例定数を削減すれば著しく弱まるとうことで、これを改めて強化する必要があると

○石関委員 私の持っている資料ですと、運用したことから考えた方法であるというふうに御理解いただけたらと思います。

デイショナル・メンバー・システムというものだ

ルズの議会でしか採用例がない。
また、これはアディショナルということですか
いかということが一つ。スコットランドヒュエー

ら本体ではないということだと思いますか、分権をされた地方議会での例だということですが、ここでは、調査もされていると思いますが、何か問題とか改善点の指摘というのになされていないんでしょうか。

○逢坂議員 私どもの理解というか調べた範囲でも、世界では今御指摘のあつたウェールズの例だけというふうに承知はいたしておりますけれども、全部調べ切れているわけではありませんの

で、ほかにもないとは言えないんですけれども、今我々が承知しているのもそこだけだという理解です。それから、今、いわゆる連用あるいは一部連用であります。

については、今般突然持ち上がったものではなくて、前回のいわゆる政治改革議論のときからこれにはさまざま議論をされてきたものであります。その中で、メリット、デメリット、いろいろ議論さ

れてきたことは事実でありますけれども、確かに石関議員御指摘のとおり、国民の皆様にはやはり多少わかりにくいところはあるだろうと。獲得議席数プラス一で割り算をしていく、ドントそのも

のものわかりにくいですか、そういう側面はある
というふうには認識をいたしております。
○石関委員 松本先生も先ほど答弁で、小選挙区と比例制なんだ、この二つの制度だということです。

すが、今の逢坂先生の御答弁にもあつたとおり
そうはいつても、国民がよく理解をしない比例の
中のシステムで代表者が選ばれていく、やはりこ
こはなかなか最後まで理解は得がたいのではないか。
この辺は、おおむね、この辺でござる。

かなという感じか改めでいたします。
御答弁があれば。

が大事だと思います。同時に、この制度によつて、「一場合は二、三、一皆是ゞ尋、しきゞうづ」

ということを国民の皆さんには御理解いただいた上で御投票いただくことは必要だらうというふうに思います。

それについては、先ほど 小選挙区と比例制の比例制の補正機能を強化するということについては、党首討論でも総理も強く申し上げたように、その趣旨とその制度によって起こる結果については御理解を深めていただきつつあるのではないか、このように思つておるところでござります。

○逢坂議員 原案提出のときはそのように考えて
あつて、その後検討して、次々回からはまた請
う制度にする、こういうお考えでよろしいん
でしょうか。

おりました。
それで、今回、確かに、先ほど米議論がありま
す、わかりにくいというところであります、こ
れはやはり、次回に限った緊急避難措置であると

いう考え方、それともう一つは、今般の制度を導入した場合に、国民の投票行動は基本的には変わらない、投票の行動ですね、小選挙区に入れ、比例に入れということは変わらないといったような

○石関委員 今御答弁、ちょっと考えが変わったという部分があるということですか。そうではございませんでした。

ないですよね、
というのは、ちょっと引き続きの質問の後にお答えをいただければいいと思うんですが、今の御答弁だと、また制度を変えることを前提にしていい

るということだと思いますか。そういうことでよろしいんですか。検討して変える、これについてでは、変わりはないということですね。

て、そして次の選挙が終わったら、選挙制度審議会を立ち上げて一年以内に結論を得て、次回の選挙ではいわゆる抜本改革もやろうということだったわけであります。

ただ、今のこの政治情勢を見ると、必ずしもこのスケジュールではないという意味で申し上げたわけであります。

○石闇委員 というと、現実的には一回限りということになりますよね。

これは、極必要な地位につかれて、きょうはいらっしゃらないのでお尋ねできませんが、樽床議員が、前回委員会のときの答弁では、大変わかりにくいという御質問もあるうかと思ひますが、候補の仕組みもわかりづらけれども、だんだん定着をする。それはそれで理解いただけるものだと思います。それから、一回の、最初の選挙の段階で、少しづかづらいという御意見は真摯に受けとめながらしかし、基本的に過度の民意の集約を云々、こういうことを激変緩和していくたいということから、連用制というものを入れるんですと。この答弁によると、だんだん定着をしているということですから、必ずしも一回ではないといつて答弁に聞こえるんですが、そうではないということでおろしいんですね。ちょっと繰り返しのようになりますけれども。

○逢坂議員 多分、当時樽床委員が発言されたのは、いわゆる重複立候補そのことだけに限ってだんだん定着をしてきているということに言及したものであり、今回の一部連用的制度を入れていくます。

○石闇委員 仮にこの法案が通ったというふうにすると、目前に迫っている感の強い、今度の、次回解散・総選挙には、これは適用されるんでしょ

うか。されなかつた、間に合わなかつたという場合には、その次の選挙には採用されるんですか。

○松本(剛)議員 この内容を御提案させていただいたそもそも段階では、この提案で衆議院の一度衆議院の総選挙を行つた後には、検討条項を入れさせていただきましたが、各党と十分に御協議を行い、たびて抜本改革を行つて、次の次の選挙に臨むということが基本的な順序の考え方で衆議院の総選挙を行つた後には、検討条項を入れさせました。

ただ、今答弁者の方からも申し上げましたように、次の選挙の日程が、既にあすにも解散というお話を出てきている中で、きょうここで御審議をいただきいている内容であすにも解散の次の選挙がはじまるのかと、いうことになれば、これはささまざまでしたが、これはもう一度、区割りが確定した後の法律を通して初めて実行することが可能になるわけでありますから、あすであればもう一つ、二つの集約を云々、その意味では、○増五減の一票の格差は正と定数削減、これをあすにでも解散が行われた場合の選挙において適用することは、実質的には困難であると申し上げざるを得ません。

○加藤委員長 これより両案及び修正案を一括して討論に入ります。

○森田(恵二)君 討論の申し出がありますので、これを許します。○穀田委員 私は、日本共産党を代表して、民主党提出の衆議院選挙制度法案とその修正案及び自民党提出の小選挙区○増五減案全てに反対の討論を行います。

まず指摘しなければならない重大な問題は、昨日の党首討論で、野田総理が解散の条件と称して、それから次の選挙までの緊急の措置というものの順序といふか、どのように行っていくかといふことは、各党間でのまたの御議論を真摯に行つて、しかも、民主党は、国民に消費税増税を押しつけるため、国会議員が身を切る改革が必要だと称して、比例定数削減を進めようとしています。そもそも、消費税増税と議員定数は全く別の問題です。国民の過半数に上る反対という民意を無視して、公約違反の消費税増税を押しつけ、民意を反映させるツールである議員数を減らすなど、もつてのほかであります。

そもそも、現行の議員定数は、人口比で見ると、国際的にも歴史的に最も低い水準であり、削減すべきではありません。

また、民主党案に盛り込まれた連用制は、小選挙区制でねじ曲げられた民意のゆがみを緩和するといふでもあり得るわけでありますから、やはりそのような状態を早期につくるためにも、本日御提案をいただいている内容で御審議をいただいて御賛同をいたさたいということで御議論を願つているところでございます。

○石闇委員 方向で検討されなければなりません。解散の条件は、多様な民意をいかに議席に反映するかという方向で検討されなければなりません。解散の条件として、民主党と自民党という一大政党の勝手な都合を押し通すなどということは、決して許されるものではありません。

衆議院選挙制度改革で重要なことは、この一年間の各党協議を通じて、現行の小選挙区比例代表並立制が、四割の得票で六割の議席を占めるな

はなく、違憲状態の解消という言い分も成り立たません。

そもそも、最高裁判決は、小選挙区制の存在を前提にして、小選挙区間の格差について判断を示したものであります。私たちは、民意が正確に反映する比例代表制中心の選挙制度に改革する中で、格差の問題も解消できると主張してきました。

結局、○増五減案は、小選挙区制を維持、固定化し、抜本改革を棚上げしようというものであり、到底賛成できません。

最後に、民主、自民両党で、総選挙後の次期通常国会での定数削減を確約する動きがありますが、これは、総選挙で選ばれる新たな国会を縛りつけるものです。総選挙での国民の判断と選択をじゅうりんするものであり、断じて容認できません。

小選挙区制を廃止して、民意が届く選挙制度を実現しようという国民の運動の広がりに応え、選挙制度の抜本改革のために力を尽くすことを表明し、反対討論を終わります。

○加藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○加藤委員長 これより採決に入ります。

第百八十四回会、細田博之君外二名提出、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○加藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、安住淳君外三名提出、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、逢坂誠、二君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○加藤委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○加藤委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

○加藤委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

そのように決しました。

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

[報告書は附録に掲載]

○加藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十分解散会

は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

第二条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百八十人」を「四百三十五人」に、「三百人」を「二百九十五人」に、「百八十人」を「百四十人」に改める。

第十二条第一項中「衆議院(比例代表選出議員)を削り、同条第二項中「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員及び

参議院(比例代表選出)議員」に改める。

第十三条の見出し中「衆議院議員」を「衆議院

議員」を削り、同条第二項中「別表第一に掲げる」を削り、同項

小選挙区選出議員に改め、同条第一項中「別表第一」を「別に法律」に改め、同条第二項を削り、

同条第三項中「別表第一に掲げる」を削り、同項

参議院選挙区選出議員の選挙区間において議員

一人当たりの人口に不均衡が生じている状況に鑑み、各選挙区において選挙すべき議員の数につき

是正を行うとともに、平成二十八年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

参議院選挙区選出議員の選挙区間において議員一人当たりの人口に不均衡が生じている状況に鑑み、各選挙区において選挙すべき議員の数につき

是正を行うとともに、平成二十八年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする。これが、この法律案を提出する理由である。

第十五条の二第一項中「第十二条第三項ただし書」を「第十三条第二項ただし書」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項と

第十四条第一項中「別表第三」を「別表第二」に

改める。

第十五条の二第一項中「第十二条第三項ただし書」を「第十三条第二項ただし書」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項と

第十六条中「衆議院議員」を「衆議院(小選挙区選出)議員」に改める。

第八十六条第六項中「及び職業」を「職業及び所属する政党その他の政治団体の名称(二以上上の政党その他の政治団体に所属するときは、

いずれか一の政党その他の政治団体の名称とし、次項に規定する証明書に係る政党その他の政

治団体の名称をいうものとする。)」に改め、同条第七項中「当該候補者となるべき者の所属する政党その他の政治団体の名称(二以上の政

治団体の名称を記載する場合にあつては」に改め、同

条第十三項中「その旨」の下に「(当該候補者に係る候補者届出政党又は当該候補者の所属する政

黨その他の政治団体(第六項(第八項の規定によ

る)

〔施行期日〕

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定

りその例によることとされる場合を含む)の規定により当該候補者が所属する旨の記載がある政党その他の政治団体をいう。以下「所属党派」という。」の名称を含むものとする。」を加え、同条第十四項中「第七項」を「第二項及び第三項」に改める。

第八十六条の二第一項中「当該選挙長」を「選挙長」に改め、同項第二号中「の数が当該選挙区における議員の定数の十分の二以上である」を「を二千八人以上有する」に改め、同条第三項中「いずれかの選挙区における」を削り、同条第四項中「当該衆議院(比例代表選出)議員の選挙区の区域内にある衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区における」を削り、同条第五項中「、選挙区ごとに」を削り、同条第七項第四号中「当該衆議院(比例代表選出)議員の選挙区の区域内における」及び「選挙区における」を削る。

第八十六条の三第二項中「いずれかの選挙区における」及び「、数は、選挙区ごとに」とあるのは「数は」とを削る。

第八十六条の六第一項中「いずれかの選挙区において」を削る。

第八十七条第五項中「、一の選挙区における」を削り、同条第六項中「、一の選挙区においては、重ねて」とあるのは「重ねて」と「を削る。

第九十二条第二項中「、選挙区ごとに」を削る。

第九十四条第一項中「、選挙区ごとに」を削り、同項第二号中「二を」を「三を」に改める。

第九十五条の二第一項中「の得票数を一から当該衆議院名簿届出政党等に係る衆議院名簿登載者(当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。)百三十条第四項を除き、以下この章及び次章において同じ)の数に相当する数までの各整数で順次除して得たすべての商のうち、その数値の最も大きいものから順次に数えず当該選挙において選挙すべき議員の数に相当する数になるまでにある商で各衆議院名簿届出

政党等の得票数に係るもののが、(当該選挙において有効投票の総数の百分の一以上の得票があつたものに限る。以下この項、次項及び第四項において同じ)に係る第一号の個数及び第二号の個数の合計数(衆議院比例代表選出議員の再選挙(総選挙における比例代表選出議員の選挙の一部無効によるものを除く。以下この項において同じ)及び補欠選挙にあつては、各衆議院名簿届出政党等に係る第一号の個数)に改め、同項に次の各号を加える。

一 各衆議院名簿届出政党等の得票数を一から当該衆議院名簿届出政党等に係る衆議院名簿登載者(当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。第百三條第四項を除き、以下この章及び次章において同じ。)の数に相当する数までの各整数で順次除して得た全ての商のうち、その数値の最も大きいものから順次に数えて百五(衆議院比例代表選出議員の再選挙及び補欠選挙にあつては、当該選挙において選舉すべき議員の数に相当する数。次項において同じ。)になるまでにある商で各衆議院名簿届出政党等の得票数に係るもののが、(当該選挙と同時に行われた衆議院(小選挙区選出議員の選挙の当選人とされた者で当該衆議院名簿届出政党等の当該選挙の期日ににおける届出候補者(第八十六条第一項又は第八項の規定による当該衆議院名簿届出政党等の届出に係る候補者をいう。第一百一条の二において同じ。)又は所属候補者(第八十六条第六項、同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により当該衆議院名簿届出政党等に所属する者として記載された候補者をいう。第一百一条の二において同じ。)であるものの数に相当する数に一を加えた数から当該衆議院名簿届出政党等に係る衆議院名簿登載者の数に相当する数までの各整数で順次除し

て得た全ての商のうち、その数値の最も大きいものから順次に数えて三十五になるまでにある商で各衆議院名簿届出政党等の得票数に係るものゝ個数

第九十五条の二第二項中「当該選挙において選挙すべき議員の数に相当する数」を「同項第一号の場合にあつては百五、同項第二号の場合にあつては三十五」に改める。

第一百一条第一項から第三項までの規定中「係る候補者届出政党」の下に「又は所属党派」を加え、同条第四項中「候補者届出政党」の下に「又は所属党派」を加え、「その選挙区を包括する衆議院(比例代表選出)議員の選挙区ごとに、当該」を削る。

第一百一条の二第一項中「得票数、当選人の数並びに当選人の住所及び氏名その他選挙の次第を」を「次に掲げる事項(衆議院比例代表選出議員の再選挙(総選挙における比例代表選出議員の選挙の一部無効によるものを除く。)及び補欠選挙にあつては、第一号に掲げる事項)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 得票数、当選人の数並びに当選人の住所及び氏名その他選挙の次第

二 当該選挙と同時に行われた衆議院(小選挙区選出)議員の選挙において当該選挙の期日における衆議院名簿届出政党等の届出候補者又は所属候補者のうち当選人とされた者の数

第一百一条の二第二項中「得票数、当選人の数並びに当選人の住所及び氏名」を「当該衆議院名簿届出政党等に係る次に掲げる事項(衆議院比例代表選出議員の再選挙(総選挙における比例代表選出議員の選挙の一部無効によるものを除く。)及び補欠選挙にあつては、第一号に掲げる事項。以下この項において同じ。)」に、「衆議院名簿届出政党等に係る得票数、当選人の数並びに当選人の住所及び氏名」を「各衆議院名簿届出政党等に係る次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

二　当該選挙と同時に行われた衆議院(小選挙区選出)議員の選挙において当該選挙の期日における衆議院名簿届出政党等の届出候補者又は所属候補者のうち當選人とされた者の数

第一百十条第一項第一号及び第一百十三条第一項第二号中「当該選挙区における」を削る。

第一百三十一条第一項第二号中「その衆議院名簿届出政党等が届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内の」を削る。

第一百四十二条第三項中「その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、自動車一台又は船舶十一隻及び拡声機一隻」を「自動車一台又は船舶十一隻(両者を使用する場合は通じて十一)及び拡声機十一隻」に改め、「当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の」を削り、「五人」を「五十五人」に改める。

第一百四十二条第三項中「その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに」を削り、「二種類」を「二十種類」に改める。

第一百四十四条第一項第二号中「その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに」及び「当該選挙区における」を削り、同条第四項中「当該選挙区ごとに」を削り、「三種類」を「三十三種類」に改める。

第一百四十九条第二項中「当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の」を削り、「二十八人」を「百三十九人」に改め、同条第六項中「当該選挙区における得票総数が当該選挙区における有効投票の総数の二百分の二以上」を「得票総数が二以上」に、「が」を「いう。が」に改め、「当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の」を削る。

第一百五十一条第一項中「候補者届出政党」の下に「又は所属党派」を加える。

第一百六十二条第一項及び第一百六十三条の二中

「衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるもの」を削る。

公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

議院名簿に係る選挙区ごとに通じて八」を「八十
八」に改め、同条第五項中「衆議院名簿届出政
黨等の使用するものにあつてはその届け出た衆
議院名簿に係る選挙区の区域内に」を削る。
第一百六十四条の五第三項第二号中「その
届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに」を削

(今次の改定案に関する特例)

第一百六十九条第二項中、当該選舉区における
當該衆議院名簿届出政党等の」を削る。

附則第八項を削る。
別表第一を次のように改める。

(衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正)
第三条 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を次のように改正する。
（もと二十九第二項二則）

施行期日

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条の規定は、第二条の規定による改正後の公職選挙法(次条において「新公職選挙法」という)第十三条第一項に規定する法律の施行の日(次条において「一部施行日」という)から施行する。

第二条 新公職選挙法の規定は、一部施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙(以下「次回の総選挙」という。)から適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び次回の総選挙の期日の

公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

(今次の改定案に関する特例)

第三条 第三条の規定による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法(以下この条において「新選挙区画定審議会法」という。)第一条の規定による今次の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選舉区(次項において単に「選挙区」という。)の数は、附則別表で定める数とする。

新選挙区画定審議会法第四条第一項の規定に依る新選挙区画定審議会法第二条の規定による今次の改定案の勧告は、この法律の施行の日から六月以内においてできるだけ速やかに行うものとする。

4 政府は、今次の改定案に係る新選挙区画定審議会法第二条の規定による勧告があつたとき議會法

第四条 衆議院議員の選挙制度の改革について
は、次々回の総選挙（次回の総選挙後初めてそ
の期日を公示される衆議院議員の総選挙をい
う。）からの実施が可能となるよう、参議院議員
の選挙制度の改革の状況を踏まえつつ、衆議院
議員の定数を四百人とすることとして、有権者
の政権の選択と民意の反映との両立を図る選挙
制度の在り方について、次回の総選挙後、選挙
制度審議会において一年以内に、検討を行い結
論を得るものとする。

附則別表(附則第三条関係)

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数

京滋三愛靜岐長山福石富新神東千埼群柄茨福山秋宮岩青北
奈
都賀重知岡阜野梨井川山潟京葉玉馬木城島形田城手森海
川
府県県県県県県県県県都県県県県県県県道

らず、新選挙区画定審議会法第一条の規定による今回の改定案の作成は、次に掲げる基準によつて行わなければならぬ。

一 各選挙区の人口は、人口（官報で公示された平成二十一年の国勢調査の結果による確定した人口をいう。以下この項において同じ。）

の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口以上であつて、かつ、当該人口の二倍未満であること。

二 選挙区の改定案の作成は、第二条の規定による改定前の公職選挙法（以下この号において「旧公職選挙法」という。）別表第一に掲げる選挙区のうち次に掲げるものについてのみ行うこと。この場合において、当該都道府県の区域内の各選挙区の人口の均衡を図り（いに掲げる選挙区の改定案の作成の場合に限る）、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。

附則別表（附則第三条関係）

福	石	富	新	神	東	千	埼	群	栃	茨	福	山	秋	宮	岩	青	北	
井	川	山	潟	奈	川	京	葉	玉	馬	木	城	島	形	田	城	手	森	海
県	県	県	県	県	県	都	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	道	

二	三	五	五	三	三	五	七	五	三	四	四	十二	十	五	五	五	五
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

沖	鹿	宮	大	熊	佐	高	愛	香	徳	山	岡	島	鳥	兵	京	滋	三
縄	兒	崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛	川	島	口	鳥	阪	大	兵	岐
繩	島													野	農	長	山

県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	府	県	県	県
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

理由

衆議院小選挙区選出議員の選挙区をめぐる現状に鑑み、平成二十一年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成に当たり、各選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区をめぐる現状に鑑み、平成二十一年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成に当たり、各選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
